

保健福祉部

令和6年(2024年)11月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和6(2024)年度補正予算概要	1～3
2 函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の骨子	4～5

1 令和6（2024）年度補正予算概要

一般会計
[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
社会福祉総務費	△ 570	社会福祉施設点検事業費減 △570	
障害者福祉費	4,620	障害者データベースシステム 経費増 6,696 その他所要経費減 △2,076 障がい保健福祉関係業務 委託料減 △2,076	(国)障害者総合支援事業費補助金 3,348
療育・自立支援センター費	△ 1,681	給食調理業務委託料 (債務負担行為分) 減 △1,681	

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
保健衛生総務費	△ 1,461	総合保健センター関係経費減 △1,461	
感染症等予防費	983	予防接種障害者給付金増 983	(国)予防接種事故対策費負担金 983
環境衛生費	△ 5,638	動物愛護管理センター 関係経費減 △5,638	(国)動物収容・譲渡対策施設整備費補助金 △ 27,890 (地方債)動物愛護管理センター整備事業債 74,100

教育費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
私立学校振興費	△ 569	私立専修学校運営助成費減 △569	

[債務負担行為]

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
生 活 困 窮 者 世 帯 学 習 支 援 等 業 務 委 託 料	令和7(2025)年度	24,895
は こ だ て 療 育 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー 送 迎 車 両 賃 借 料	令和7(2025)年度	2,182

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
障 が い 保 健 福 祉 関 係 業 務 委 託 料	15,630	11,291

2 函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，救護施設および更生施設における個別支援計画の作成に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(生活指導等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(生活指導等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p>
<p>(生活指導等)</p> <p>第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神および身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条（第2項を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>(生活指導等)</p> <p>第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神および身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条（第2項および第6項を除く。）の規定を準用する。</p>
<p>(作業指導)</p> <p>第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業指導)</p> <p>第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>